

県立高等学校等におけるBYODによる1人1台端末環境の導入について

基本方針

Society5.0 時代を生きるすべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためには、学校現場におけるICTの積極的な活用が不可欠である。

GIGAスクール構想等により教育のデジタル化、コンピュータの高性能化が急速に進む中、小中学校においては、令和2年度に1人1台端末が既に整備されており、その環境で学んだ生徒が令和4年度に高等学校、特別支援学校高等部（以下「高等学校等」という。）に入学してくる。

これらのことと踏まえて、すべての県立の高等学校等において学習活動の充実が図れるよう、令和4年度入学生から学年進行を基本として、1人1台端末環境の導入を図る。

1人1台端末環境の導入にあたっては、BYOD（Bring Your Own Device）により、個人が所有するパソコン・タブレット等の端末（以下「タブレット端末等」という。）を学校に持ち込んで活用する方式を採用する。

BYOD導入理由

- ・タブレット端末等は、普段から使う文房具や辞書の代わりになるものとして、常に自分の周りに置き、情報検索はもちろん、教材の提示、課題の配付などに活用したり、ノートとしてメモを取ったり、自分の考えをまとめたり、相手に伝えたりするためのツールとして様々な場面で活用されることが望ましい。
- ・生徒一人ひとりが個人の所有物として責任を持って管理することが大切であり、学校内はもちろん、家庭においても自学自習やオンライン学習に活用されるとともに、卒業後も有効に活用されることが期待できる。
- ・タブレット端末等の機能は年々進歩するものであり、県から基準となる機種を示すことをするが、生徒自身が取り組む学習内容や将来の活用などを見据えて、生徒個人の利用に応じた機種を選択することができる。
- ・高等学校等における教材については、原則自己負担であり、今回導入するタブレット端末等についても同じ考え方とする。県教育委員会では、BYODで導入したタブレット端末等が十分に活用されるよう、ネットワークを始めとする環境整備に取り組む。

保護者への支援策等

- ・体験入学等の機会を通じて、各学校でBYODに関する説明ができるよう、準備を進めるとともに、市町教育委員会を通じて中学生やその保護者に対しても周知を行う。
- ・タブレット端末等の購入による入学時の負担を軽減するため、各学校では、分割払いができる購入業者を選定する。

- ・保護者に対し、学用品にかかる貸付制度や給付制度を周知する。
- ・経済的に困窮する世帯等に対しては、必要に応じて県が用意する貸出用端末を貸与する。
- ・各学校の実情に応じて、スマートフォンの持ち込みを可能とする。
- ・家庭にインターネット接続回線がない生徒に対しては、貸出用モバイルルータを貸与する。ただし、通信費は自己負担とする。

セキュリティ対策

- ・生徒一人ひとりに Microsoft アカウントを付与し、校内無線 LANへの接続は、登録された端末以外は接続できない仕組みとする。
- ・データのやりとりは、セキュリティ対策がとられたクラウド上で行う。

今後のスケジュール（予定）

	高等学校等	中学校
令和3年7月	県教委から高等学校等へBYOD方針を通知	県教委から市町教委へBYOD方針を通知（市町教委→中学校）
	県教委が基準となる機種のスペックを提示	
	各学校が中学生一日体験入学においてBYODについて説明 (8月頃まで)	
9月	各学校が推奨機種を決定	各高等学校が各中学校へ出向いた学校説明会の中で説明
10月	各学校が購入業者の選定 (分割払い、3年間保険対応)	「教育しが」等の広報誌により周知 県教委が中学校への入試事務説明会で周知
令和4年3月	各学校が入学許可予定者オリエンテーションで端末の購入等について説明	
6月	各学校で購入した端末の配布 ネットワークの接続、動作確認	